

フライボール競技会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、フライボール競技会について定める。

第2章 フライボール競技会

(種類・主催者・開催回数・開催時期)

第2条 競技会は、当分の間、訓練競技会に併催する。

第3条 競技会の種類・主催者・開催数は、次のとおりとする。

- (1)フライボール競技大会（本部主催）は、本会の主催で訓練競技大会（本部主催）に併催して年2回開催する。
- (2)フライボール競技大会（東・西日本ブロック訓練士協議会主催）は、東日本及び西日本ブロック訓練士協議会が主催するF C I インターナショナルトライアルに併催して開催する。ただし、担当は当年度において東日本及び西日本ブロック訓練士協議会会長に就任しているブロック訓練士協議会が行う。
- (3)ブロックフライボール競技会は、各ブロック訓練士協議会が主催するブロック訓練競技会に併催して開催する。
- (4)ジャーマンシェパードドッグクラブ・トレーナーズクラブ連合会（以下「S T連合会」という）フライボール競技会は、S T連合会が主催する訓練競技会に併催して開催する。
- (5)クラブフライボール競技会は、トレーナーズクラブが主催する訓練競技会に併催して開催することができる。

(開催の申請)

第4条 フライボール競技大会（東・西日本ブロック訓練士協議会主催）を担当するブロック訓練士協議会会長は、F C I インターナショナルトライアル開催申請書に、当該フライボール競技会開催申請書を添付して、開催地を管轄するブロック協議会を経て、本会に提出しなければならない。この場合、東日本訓練士協議会が主催の場合は、前年の3月末日までに、西日本訓練士協議会が主催の場合は、前年の9月末日までに提出しなければならない。

- 2 ブロックフライボール競技会を開催するブロック訓練士協議会会長は、ブロック訓練競技会開催申請書に、当該フライボール競技会開催申請書を添付して、前期（1月～6月）に開催する場合には前年の3月末日までに、後期（7月～12月）に開催する場合には9月末日までに、開催申請書を管轄するブロック協議会を経て、本会に提出しなければならない。
- 3 S T連合会フライボール競技会を開催しようとするS T連合会会長は、S T連合会訓練競技会開催申請書に当該フライボール競技会開催申請書を添付して、前期（1月～6月）に開催する場合には前年の3月末日までに、後期（7月～12月）に開催する場合には9月末日までに、開催申請書を開催地を管轄するクラブ連合会に提出しなければならない。
- 4 クラブフライボール競技会を開催しようとするトレーナーズクラブ代表は、クラブ訓練競技会開催申請書に当該フライボール競技会開催申請書を添付して、前期（1月～6月）に開催する場合には前年の3月末日までに、後期（7月～12月）に開催する場合には9月末日までに、開催申請書をS T連合会の承認を得てから、管轄するクラブ連合会に提出しなければならない。

(開催の承認)

第5条 第3条(1)・(2)の開催は、理事会の承認を必要とする。

2 第3条(3)～(5)の開催は、理事長の承認を必要とする。

(開催の公示)

第6条 本会は、会報誌の訓練競技会日程表に、フライボール競技会併催の有無を公示しなければならない。

(出陳頭数)

第7条 フライボール競技会の出陳頭数は、それぞれ次のとおりとする。なお、出陳頭数は当該競技会に出陳する犬の、のべ頭数とする。ただし、アトラクションの頭数は含まないこととする。

- (1)フライボール競技大会(本部主催)……………40頭以上。
- (2)フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)……………20頭以上。
- (3)ブロックフライボール競技会……………20頭以上。
- (4)S T連合会フライボール競技会……………20頭以上。
- (5)クラブフライボール競技会……………10頭以上。

第3章 役員

(役員)

第8条 競技会の役員は、次のとおりとする。

(1)フライボール競技大会(本部主催)。

ア 競技大会顧問、相談役は、顧問・相談役・識者のうちから委嘱する。

イ 競技大会会長は、理事長とする。

ウ 競技大会副会長は、副理事長・専務理事とする。

エ 運営委員長は、訓練担当理事とする。

オ 運営委員は、理事のうちから委嘱する。

カ 実行委員長は、フライボール小委員会委員長とする。

キ 実行委員は、フライボール小委員会委員またはこれに準ずる者とする。

(2)フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)。

ア 競技会名誉会長は、理事長を委嘱する。

イ 競技会名誉副会長は、副理事長・専務理事を委嘱する。

ウ 競技会顧問、相談役は、理事・監事・ブロック訓練士協議会会長・管轄ブロック協議会の識者のうちから委嘱する。

エ 競技会会長は、東日本・西日本ブロック訓練士協議会会長とする。

オ 競技会副会長は、管轄地域のブロック訓練士協議会会長とする。

カ 運営委員長は、担当するブロック訓練士協議会副会長とする。

キ 運営委員は、担当するブロック訓練士協議会役員とする。

ク 実行委員長は、担当するブロック訓練士協議会幹事長とする。

ケ 実行委員は、管轄地域のブロック訓練士協議会役員とする。

(3)ブロックフライボール競技会。

ア 競技会名誉会長は、当該ブロックを担当する理事を委嘱する。

イ 競技会顧問、相談役は、理事・監事・管轄ブロック協議会の識者のうちから委嘱する。

ウ 競技会会長は、主催ブロック訓練士協議会会長とする。

エ 競技会副会長は、主催ブロック訓練士協議会副会長とする。

オ 実行委員長・実行委員は、主催ブロック訓練士協議会役員とする。

(4) S T連合会フライボール競技会。

ア 競技会顧問、相談役は、訓練担当理事・ブロック訓練士協議会会長及び管轄ブロック協議会の識者のうちから委嘱する。

イ 競技会会長は、S T連合会会長とする。

ウ 実行委員長は、S T連合会副会長・幹事長のうちから選任する。

エ 実行委員は、S T連合会役員及び開催担当のクラブ役員（開催担当クラブが指名されている場合）のうちから選任する。

(5) クラブフライボール競技会。

ア 競技会名誉会長は、当該クラブの名誉会長を委嘱する。

イ 競技会顧問、相談役は、理事・ブロック訓練士協議会会長・管轄ブロック協議会の識者のうちから委嘱する。

ウ 競技会会長は、主催クラブ代表とする。

エ 競技会副会長は、主催クラブ副代表とする。

オ 実行委員長・実行委員は、主催クラブ役員とする。

第4章 審査員

（審査員の選任・委嘱）

第9条 フライボール競技会の審査員選任・委嘱については、「訓練・アジリティー・フライボール競技会審査員選考・選任規程」に定める。

（報告書類）

第10条 審査員長は、競技会報告書を競技会終了後10日以内に本会に提出しなければならない。

（審査員の費用）

第11条 審査員の審査料・交通費・宿泊費については、次のとおりとする。

(1) 審査員長。

ア 審査料25,000円を、本会が負担する。

イ 交通費は実費支給とし、本会が負担する。

ウ 宿泊費は、主催者が負担する。

エ 国外招請審査員の場合は、審査料及び国内交通費を本会が負担し、宿泊費、国外交通費及び渡航費は主催者負担とする。

(2) 審査員。

ア 審査料15,000円を、主催者が負担する。

イ 訓練競技会審査員と重複する場合の審査料は10,000円とし、主催者が負担する。

ウ 交通費・宿泊費は実費支給とし、主催者が負担する。

第5章 競技の種類

（競技の種類）

第12条 競技の種類は、次のとおりとする。

(1) チーム競技。

(2) ダブルス競技。

(3) 個人競技。

2 主催者は、独自の考案によるアトラクションを5種目まで採用することができる。

(1) アトラクションを採用する場合、ボックスは必ず使用し、また、障害は最低1つ以上は使用しなければならない。

(競技)

第13条 チーム競技及びダブルス競技は、2チーム以上の出陳申込みがあった場合に行われる。

- 2 チーム数が、3チーム以下の場合にはリーグ戦とし、4チーム以上の場合にはトーナメント戦とする。
- 3 トーナメントの組み合わせは抽選とする。なお、トーナメント表は主催者が作成し、掲示することとする。

第14条 個人競技は、8頭以上の出陳申込みがあった場合に行われる。

- 2 出陳頭数が奇数の場合、当該犬は主催者が用意したダミー犬とヒートを行う。
- 3 個人競技は、出陳犬の体高により次の3つのカテゴリーに分割する。
 - (1)スモール (体高35cm未満の犬)。
 - (2)ミディアム(体高35cm以上43cm未満の犬)。
 - (3)ラージ(体高43cm以上の犬)。

第6章 チーム競技・ダブルス競技・ハンドラー・出陳犬の資格

(チーム・ハンドラーの資格)

第15条 チーム競技及びダブルス競技の代表者は、本会のクラブ会員とする。

- 2 ハンドラーは、本会のクラブ会員並びにその家族とする。
- 3 各競技会において、主催者並びに担当する組織の三役は、指導手として出場することができない。

(出陳犬の資格)

第16条 競技会への出陳は、次のとおりとする。

- (1)本会登録犬 (アペンディクス登録犬を含む)、及び本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬とする。
- (2)クラブ会員が所有していること。
- (3)第12条第1項の競技は、生後12カ月1日以上とする。
- (4)第12条第2項の競技は、生後9カ月1日以上とする。

第17条 伝染病・皮膚病など健康上の危惧がある犬は、出陳することができない。

- 2 跛行の犬は、出陳することができない。
- 3 咬癖のある犬は、出陳することができない。
- 4 発情した犬は、個人競技に限り出陳することができる。ただし、当該カテゴリーの最後に出走する。

第18条 当該競技会を主催並びに担当する組織の三役は、自己所有犬を出陳させることはできない。

第7章 出陳の申込み

(出陳受付開始日)

第19条 出陳の受け付けの開始日は、それぞれの競技会によって、次のとおりとし、出陳案内書に記載しなければならない。

- (1)フライボール競技大会 (本部主催) は、開催日から7週間以上前とする。
- (2)フライボール競技大会 (東・西日本ブロック訓練士協議会主催)・ブロックフライボール競技会・ST連合会フライボール競技会・クラブフライボール競技会は、開催日から5週間前とする。
- 2 当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日、または年末年始 (12/29～1/5) となる場合、直前直後の日とすることができる。

(出陳申込締切日)

第20条 出陳申込締切日は、それぞれの競技会によって、次のとおりとし、出陳案内書に記載しなければならない。

(1)フライボール競技大会(本部主催)は、開催日から3週間以上遡った日。

(2)フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)・ブロックフライボール競技会・ST連合会フライボール競技会・クラブフライボール競技会は、開催日から3週間遡った日。

2 当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日、または年末年始(12/29～1/5)となる場合、直前直後の日とすることができる。

(重複出陳)

第21条 出陳犬は、第12条(1)・(2)・(3)のいずれの組み合わせでも重複出陳することができる。

2 第12条(1)・(2)・(3)に出陳する犬は、第12条第2項に出陳することはできない。

(出陳料)

第22条 競技会の出陳料は、それぞれ次のとおりとする。

(1)チーム競技(1チームに付)。

ア フライボール競技大会(本部主催)……………10,000円。

イ フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)……………10,000円。

ウ ブロックフライボール競技会……………8,000円。

エ ST連合会フライボール競技会……………8,000円。

オ クラブフライボール競技会……………7,000円。

(2)ダブルス競技(1チームに付)。

ア フライボール競技大会(本部主催)……………7,000円。

イ フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)……………7,000円。

ウ ブロックフライボール競技会……………6,000円。

エ ST連合会フライボール競技会……………6,000円。

オ クラブフライボール競技会……………5,000円。

(3)個人競技(1頭に付)。

ア フライボール競技大会(本部主催)……………6,000円。

イ フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)……………6,000円。

ウ ブロックフライボール競技会……………5,000円。

エ ST連合会フライボール競技会……………5,000円。

オ クラブフライボール競技会……………4,000円。

(4)アトラクション。

ア チーム競技形式の場合は1チームにつき……………4,000円以下とする。

イ 個人競技形式の場合は1頭に付き……………2,000円以下とする。

第8章 出陳案内書・出陳目録

(出陳案内書と出陳申込書)

第23条 競技会会長は、出陳案内書を作成し、所定の出陳申込書とともに、開催1カ月前までに配布しなければならない。

2 競技会会長は、ポスターを作成し、配布することができる。

(出陳案内書の記載事項)

第24条 出陳案内書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)競技会名称。

- (2)主催者名。
- (3)開催の日時。
- (4)開催地名と案内図。
- (5)申込締切日。
- (6)出陳規程。
- (7)料金〔第22条 出陳料〕参照)。
- (8)競技の種類。
- (9)担当審査員名 (変更ありの注意記載)。
- (10)交付カード類。
 - ア フライボールチャンピオンポイントカード (全競技会とし、各競技会毎のポイント記載)。
- (11)出陳者への注意事項。
- (12)所属ブロック訓練士協議会一覧 (フライボール競技大会 (東・西日本ブロック訓練士協議会主催) に掲載する)。
- (13)競技会事務所の住所・氏名・電話番号。
- (14)後援者名。
 - ア 一般社団法人ジャパンケネルクラブ (フライボール競技大会 (本部主催)・フライボール競技大会 (東・西日本ブロック訓練士協議会主催) を除く)。
 - イ 東日本 (または西日本) ブロック訓練士協議会 (管轄ブロックフライボール競技会だけに掲載する)。
 - ウ 管轄ブロック協議会 (クラブフライボール競技会とする)。
 - エ ST連合会 (クラブフライボール競技会とする)。
 - オ 管轄クラブ連合会 (クラブフライボール競技会とする)。
 - カ その他理事長が認めた後援者。
- (15)特別協賛者名。
 - フライボール競技大会において、理事長が認めた特別協賛者。
- (16)協賛者名。
 - 原則として、理事長が認めた協賛者。

(出陳目録の記載事項)

第25条 出陳目録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)競技会名称。
- (2)主催者名。
- (3)開催の日時。
- (4)競技の種類。
- (5)担当審査員名 (変更ありの注意記載)。
- (6)交付カード類。
 - ア フライボールチャンピオンポイントカード (全競技会とし、各競技会毎のポイント記載)。
- (7)出陳者への注意事項。
- (8)後援者名。
 - ア 一般社団法人ジャパンケネルクラブ (フライボール競技大会 (本部主催)・フライボール競技大会 (東・西日本ブロック訓練士協議会主催) を除く)。
 - イ 東日本 (または西日本) ブロック訓練士協議会 (管轄ブロックフライボール競技会とする)。
 - ウ 管轄ブロック協議会 (クラブフライボール競技会とする)。
 - エ ST連合会 (クラブフライボール競技会とする)。
 - オ 管轄クラブ連合会 (クラブフライボール競技会とする)。

カ その他理事長が認めた後援者。

(9)特別協賛者名。

フライボール競技大会において、理事長が認めた特別協賛者。

(10)協賛者名。

原則として、理事長が認めた協賛者。

(出陳案内書・出陳目録の広告)

第26条 出陳案内書・出陳目録に掲載することができる広告の種類は、次のとおりとする。

(1)フライボール競技大会において、理事長が認めた特別協賛者。

(2)競技会開催の後援・協賛として認可された後援者・協賛者。

(3)犬に関する用品及びドッグフード等。

(4)本会のクラブ会員が経営に携わっている犬に関連した店舗等。

(5)本会公認訓練士資格者の名刺広告（出陳目録のみとする）。

(6)本会クラブ会員の所有犬（出陳目録のみとする）。

(7)その他理事長が認めた団体・企業等。

2 出陳目録の取り扱いは、次のとおりとする。

(1)全ての競技会において、広告を表紙以外でも掲載することができる。

(2)寄付一覧等は、掲載することはできない。

3 主催者は、次の役職の者から広告を受けることはできない。

(1)理事・監事・本部名誉役員。

(2)各種の協議会会長・副会長・訓練士協議会における幹事長、S T連合会三役。

(3)当日の審査員。

(出陳目録の掲載犬)

第27条 出陳目録への掲載犬は、次のとおりとする。

(1)出陳犬。

(2)誌上参考犬。

2 前項(2)に該当するものは、次のとおりとする。ただし、同一犬が前項の各号及び広告犬に重複してはならない。

(1)フライボールチャンピオン犬。

(2)理事長賞受賞チーム。

(3)理事長賞受賞犬。

(出陳犬の掲載事項)

第28条 前条該当犬の掲載事項は、次のとおりとする。

(1)犬種。

(2)性別。

(3)出陳番号。

(4)登録犬名。

(5)登録番号。

(6)生年月日。

(7)代表者の氏名（チームのみ）。

(8)指導手の氏名。

(9)チーム名。

(10)所有者の氏名と住所（都道府県名）。

(11)取扱訓練所名（誌上参考犬のみ）。

(12)賞歴（誌上参考犬のみ）。

(13)写真（誌上参考犬のみ）。

(出陳目録掲載事項に誤りがある場合)

第29条 出陳申込書に記載漏れや本犬が特定できないような誤り(犬名・登録番号・所有者名等)がある場合は、出陳申込の受け付けができない。

- 2 出陳目録に本犬が特定できないような誤りがある場合は、当日出陳することができない。
- 3 出陳犬を後頁一覧に類する形で掲載することや、出陳目録に掲載されていない犬を出陳させることはできない。
- 4 審査後に、出陳目録掲載事項に漏れや本犬が特定できないような誤りがあることが判明した場合は、全ての賞位を無効とする。

(掲載事項の規制)

第30条 出陳案内書・ポスター・出陳目録の内容は、本会の名誉を傷つけ、又はフライボール競技会規程に違反するものであってはならない。

第9章 表彰

(席次)

第31条 席次の決定は、次のとおりとする。

- (1) チーム競技及びダブルス競技のトーナメント戦において、3席及び4席は、決定戦によって決定する。なお、5席は当該席次が対象となるヒートのタイムによって決定する。
- (2) チーム競技及びダブルス競技のリーグ戦において、勝敗が同率の場合はヒート勝率によって決定し、なお同率の場合はヒートのベストタイムによって決定する。
- (3) 個人競技は、スモール、ミディアム及びラージの各カテゴリーにおいて、ベストタイムによって決定する。
- (4) 個人競技において、ベストタイムが同タイムの場合は、年齢の若い犬を上位とする。

(表彰)

第32条 表彰は、各競技会毎に競技種類別に席次を定め、次のとおりロゼットを交付する。

- (1) フライボール競技大会(本部主催)及びフライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)。
 - ア チーム……………5席まで。
 - イ ダブルス……………5席まで。
 - ウ 個人……………10席まで。
 - (2) ブロックフライボール競技会、S T連合会フライボール競技会。
 - ア チーム……………3席まで。
 - イ ダブルス……………3席まで。
 - ウ 個人……………5席まで。
 - (3) クラブフライボール競技会。
 - ア チーム……………3席まで。
 - イ ダブルス……………3席まで。
 - ウ 個人……………5席まで。
- 2 アトラクションのロゼット交付は、主催者の任意とする。

(特別表彰)

第33条 フライボール競技大会(本部主催)、フライボール競技大会(東・西日本ブロック訓練士協議会主催)、ブロックフライボール競技会及びS T連合会フライボール競技会では、次の出陳犬に理事長賞を授与する。

- (1) チーム競技の1席に授与する。
- (2) 個人競技の各カテゴリーの1席犬の内から1頭に授与する。

第10章 フライボールチャンピオンポイントの交付

(ポイントカードの交付)

第34条 競技及び競技会の種類によって、次のとおりフライボールチャンピオンポイント（以下「FB・CHポイント」という）を、交付する。

(1) チーム競技。

- ① フライボール競技大会（本部主催）…………… 7ポイント。
- ② フライボール競技大会（東・西日本ブロック訓練士協議会主催）…………… 7ポイント。
- ③ ブロックフライボール競技会…………… 5ポイント。
- ④ ST連合会フライボール競技会…………… 5ポイント。
- ⑤ クラブフライボール競技会…………… 3ポイント。

(2) ダブルス競技。

- ① フライボール競技大会（本部主催）…………… 7ポイント。
- ② フライボール競技大会（東・西日本ブロック訓練士協議会主催）…………… 7ポイント。
- ③ ブロックフライボール競技会…………… 5ポイント。
- ④ ST連合会フライボール競技会…………… 5ポイント。
- ⑤ クラブフライボール競技会…………… 3ポイント。

(3) 個人競技。

- ① フライボール競技大会（本部主催）…………… 5ポイント。
- ② フライボール競技大会（東・西日本ブロック訓練士協議会主催）…………… 5ポイント。
- ③ ブロックフライボール競技会…………… 3ポイント。
- ④ ST連合会フライボール競技会…………… 3ポイント。
- ⑤ クラブフライボール競技会…………… 3ポイント。

2 前項の定めにかかわらず、アペンディクス登録犬に交付されたFB・CHポイントは、無効とする。

(ポイント交付の成績)

第35条 FB・CHポイントの交付は、競技によって次のとおりとする。

(1) チーム競技。

当該競技会において、1席となったチームの4頭に交付。ただし、決勝競技において2ヒート勝利することを条件とする。

(2) ダブルス競技。

当該競技会において、1席となったチームの2頭に交付。ただし、決勝競技において2ヒート勝利することを条件とする。

(3) 個人競技。

ア 各カテゴリーのベストタイムの犬に交付する。

イ 各カテゴリーのベストタイムに2.0秒加えたタイム以内で完走した犬に交付する。

2 前項の定めにかかわらず、本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬にはFB・CHポイントは交付しない。

(ポイントの有効)

第36条 FB・CHポイントは、一競技会において1競技分のみ有効とする。

(ポイントカードの発行責任者)

第37条 FB・CHポイントは、当日の競技会審査員長名で発行する。

第11章 競技会場への入場制限

(競技会場への入場制限)

第38条 本会及び主催者は、会員、非会員問わず、競技会会場の規律、平穩を害するおそれのある者の競技会会場への入場を制限することができる。

第12章 雑 則

(規程の改廃)

第39条 この規程の改廃は、必要に応じてフライボール小委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

付 則

この規程は、2007年1月23日から施行する。

改正 2021年5月13日

改正 2021年10月28日